

埼玉県下の小中学校に 労安体制をつくるための 10のポイント

埼玉教組いのちと健康対策委員会

はじめに

健康破壊、管理主義

安全衛生体制の早期実現を

①安全衛生活動を 組合の方針に位置づけよう

いのちの問題を第1に掲げずして
労働組合と言えるのかどうか。

中央委員会の方針(7／9)

- 全ての職場に校内衛生委員会を設置し
- 労働安全衛生法に基づく...快適な職場環境をつくるとりくみを

②労安担当者を決めよう

執行委員会の中に担当者をおき
ましょう。

③安全衛生上の相談できる 場をつくろう

執行部だけが請け負うと失敗します。数人で専門委員会のような場があるといいです。

④学習会を組織しよう

知は力なり。資料を読み合わせ
するなり、講師を呼ぶなりして、
学習を積みましょう。

埼教組の労安活動連続講座

7月21日 労安法とは何か

10月2日 衛生委員会の役割

12月5日 過重労働の解消

1月 学校とメンタルヘルス

⑤自治体に安全衛生体制を 要求しよう

自治体の対応によりいろいろ要求の仕方が変わってくるでしょう。

⑤—1 自治体が何も施策を 講じていない場合

思い切って労安問題を全面展開
していきましょう。

⑤—2 自治体に安全衛生 規程だけはある場合

代表が参加できるように働きかけましょう。

⑤—3 自治体に衛生委員会 ができている場合

新しい安全衛生規則を使って成果をねばり強く勝ち取っていきましょう。

⑥ー1 人事委員会への措置要求

明らかに法律に違反している場合は、措置要求という手があります。

措置要求(例)

地方公務員法第46条の規定に基づき、次の通り措置の要求をします。

- ・ 50人以上の東越谷小学校に安全衛生体制をつくること。
- ・ 衛生推進者を選任し、職場に氏名を掲示すること。

⑥ー2 首長(市長等)への 申告

施策を怠っていた場合、首長への申告も一つの方法です。

首長への申告(例)

〇〇市長様

〇〇教職員組合

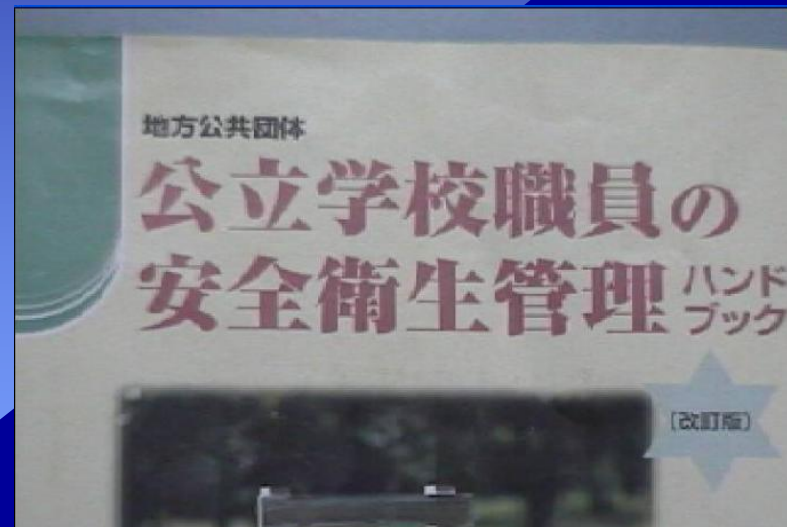
- ・ 50人以上の〇〇小学校一労働安全衛生法第12、13、18条違反
- ・ 50以下にも安全衛生体制を一労働安全法12条の2、労安規則-23条の2

⑦自治体当局との学習、規程づくり

当局と学習ができると、いいです。
規程はルールづくりです。

「公立学校職員の安全衛生管理 ハンドブック」

- ・ 教育委員会との
学習に良く使われ
るパンフレット
- ・ 労働省、自治省、
文部省の三省で調査
したまとめ



川口市学校職員安全衛生管理 規程

(事業者等の責務)

第2条 事業者及び所属長は...
教職員の安全と健康を確保し、
快適な職場環境の形成を促進し
なければならない。

⑧衛生推進者になろう

組合の人が衛生推進者になると、
運動が進みます。

⑨意見を聴いたり、話し合ったりする場をつくろう

養護の先生や管理職と相談する
場を設けましょう。(＝ミニ衛生
委員会)

終わり

